

中学校給食実施ならびに調査委員会設置に関する調査報告書

平成19年8月21日

教育福祉常任委員・沖本浩二

1. 学校給食とは

(1) 学校給食〔国語辞書（大辞泉）〕

児童・生徒に食事の一部または全部を学校で給与すること。昭和29年（1954年）公布の学校給食法による。

(2) 学校給食の歴史

年	内容
明治22年 (1889年)	山形県鶴岡町私立忠愛小学校で貧困児童を対象にし、昼食を与えたのが学校給食の始まりとされています。忠愛小学校での給食は、現在の学校給食のように、学校で調理された食事を教室で給したものであった。当時の給食は、おにぎり・焼き魚・漬け物だった。
昭和7年 (1932年)	文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」が定められ、はじめて国庫補助によって貧困児童救済のための学校給食が実施された。目的も、就学率を高めることや児童の体位向上などが目的とされていた。
昭和15年 (1940年)	文部省訓令第18号「学校給食奨励規定」で従来の貧困児だけでなく、栄養不良、身体虚弱児童も対象に含めた栄養的な学校給食の実施がはかれる。
昭和21年 (1946年)	文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食がスタートした。東京・神奈川・千葉の3都県で試験給食を開始した。
昭和22年 (1947年)	全国都市の児童約300万人に対し学校給食を開始した。アメリカから無償で与えられた脱脂粉乳で給食が始まった。
昭和27年 (1952年)	小麦粉に対する半額国庫補助が開始された。4月から、全国すべての小学校を対象に完全給食が実施された。
昭和29年 (1954年)	第19回国会で「学校給食法」成立、公布された。学校給食法施行令、施行規則、実施基準等が定められ、法的に学校給食の実施体制が整った。これまでと異なり、食事についての正しい理解や望ましい習慣をはぐくむと同時に、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うなど、学校給食を教育の一環としてとらえていくことになった。
昭和31年 (1956年)	「学校給食法」が一部改正され、中学校にも適用されるようになった。「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が公布された。
昭和32年 (1957年)	「盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が公布された。

昭和33年 (1958年)	文部省管理局長より「学校給食用牛乳取扱要領」が通知され、学校給食に牛乳が供給されるようになった。
昭和38年 (1963年)	脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進された。

(参考=<http://www.nikonet.or.jp/~kana55go/index.html>)

(3) 学校給食法

学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的として施行された法律である。

【主な内容】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
4. 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で、「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

【考 察】

学校給食は食糧不足を背景にして子どもたちの栄養改善を目的として始まった。当初は小学校の学校給食のみを対象としており、中学校に適用されるようになったのは昭和31年に学校給食法の一部が改正されてからである。

学校給食法第4条では、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとなっており、同じく第5条では、国及び地方公共団体の責務として、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとなっている。

しかし、この学校給食法が制定されたのは戦後の食糧難時代であり、その立法趣旨は現在において当てはまるものではないと考えられる。

現在においては、主に保護者の負担軽減と食生活の乱れや栄養バランスの偏りなどの課題、「食育」の観点から完全給食が求められているのが実情である。

2. 国・県・近隣自治体の動向

(1) 国の動向

平成17年4月「食育基本法案」が衆議院本会議において可決され、同年6月に参議院本会議において可決・成立した。

この法案の提案理由は「近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること」となっている。

また、平成18年3月には食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「食育推進基本計画」（平成18年度から

平成22年度までの5年間を対象) が作成された。

基本計画の「食育の総合的な促進に関する事項」、「学校、保育所等における食育の推進」としては以下のような内容が示されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 指導体制の充実
栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等■ 子どもへの指導内容の充実
学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等■ 学校給食の充実
学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等 |
|--|

(添付資料※1「食育基本法の概要」など)

(2) 県・近隣自治体の動向

神奈川県は平成18年8月に「かながわ食育推進会議」を設置した。また、この「かながわ食育推進会議」を踏まえ「かながわ食育推進県民会議」を平成19年4月に設置し、この会議において「神奈川県食育推進計画」の策定を行うことになっている。

この「神奈川県食育推進計画」の中では、こどもたちが、生涯にわたって食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけるため、家庭、地域と連携し、学校の教育活動を通じて発達段階に応じた「食に関する指導」を推進することを基本としたもので、中学校給食の推進などについては触れられることはないとのことである(8/14県教育局保健体育課確認)。

中学校の給食実施状況は全国では完全給食が70.1%、ミルク給食が11.6%(平成17年5月1日現在)。神奈川県では5市8町1村で実施されており、完全給食が12.7%、ミルク給食が52.2%、未実施が35.1%となっている(平成18年5月1日現在/市:小田原、南足柄、綾瀬、三浦、大和、町:二宮、中井、大井、松田、山北、開成、城山、旧津久井、1村:清川)。

[全国の平均を下げているのは、まさに神奈川県(12.7%)と大阪府(10.3%)、京都府(24.9%)ともいわれている]

近隣では大和市、綾瀬市が実施しており、今年4月には厚木市でも始まっている(3市ともセンター方式)。

海老名市では、中学校給食は昭和48年（1973年）から昭和56年（1981年）1学期まで給食センターで作られていたが、昭和55年（1980年）当時、児童数が増え、今後、給食センターで作ることが困難になってきた事を受け、「学校給食検討委員会」で議論の末、中学校給食そのものを止めるという結論を出し、現在に至っている。

（添付資料※2「神奈川の学校給食・学校給食普及状況」）

また、最近の中学校完全給食実施事例として、東京都武蔵野市の取り組みが紹介（報道）されている。

武蔵野市が中学校給食導入へ／20年度中にも

産経新聞(2007/06/19 03:04)

「弁当は親と子のきずなを深める」という“愛情弁当”論を打ち出してきた武蔵野市が、早ければ平成20年度中にも中学校給食を実施する方針を固めた。家庭で作る弁当との併用も認めるほか、小・中で別献立にする方向で検討が進んでいる。外注の弁当は避け、温かい汁物も食べられるような本格的な給食の導入を目指していくという。

同市給食課によると、今年度中にも、試験的に給食を実施。20年の夏休み中に、市内2カ所の小学校用の給食センターや各中学校の配ぜん室の改修を行う予定で、早ければ20年秋以降にも導入される見通し。

形態は、外注の弁当方式ではなく、小学校とは別メニューを用意したうえで、汁物やスープを学校まで運び込んで配ぜんする方法を採用。アレルギー体質の生徒への配慮も重視し、家庭で作る弁当の持参も選択できるようにする方針だ。

完全実施に向けた最大の課題は、同市立中計6校、約2000人分の給食を作ることができる調理施設の確保。6校すべてに調理場を備えるのは、費用や場所などの条件から難しいため、既存の給食センターの機能強化などで柔軟に対応する方向で検討に入る。

同市では、22年間市長を務めた土屋正忠衆院議員の“愛情弁当”論の影響もあって、中学校給食の導入を見送ってきた。

しかし、17年10月の市長選で、中学校給食導入を最重点公約に掲げた邑上守正市長が初当選。昨年7月には市民参加の「中学校給食検討委員会」

が発足し、今年3月には、同検討委が給食の完全実施を求める報告書を市教委に提出していた。

(添付資料※3「武蔵野市中学校給食検討委員会報告書・概要版」)

【考 察】

- ・ 国は学校教育における食育の推進、学校給食の充実普及などが地方自治体に求めている。
- ・ 県は「食育基本法」にのっとり推進計画を策定中であり、今後の施策に注目したい。
- ・ 完全給食実施については、近隣市の動向を見据えることも必要かもしれないが、本市独自のアクションも必要ではないか。
- ・ 武蔵野市の取り組みは直近の動きであり参考になりそうだ(添付資料※3参照)。機会があれば取り組み過程やそこでの議論を研究してみたい。

3. 座間市の現状

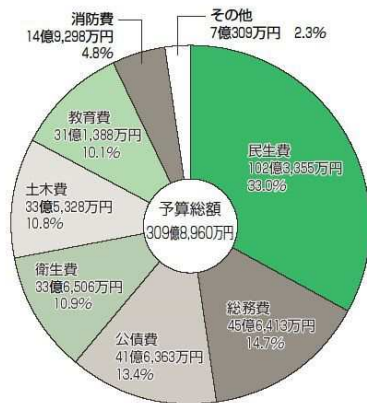
(1) 中学校給食に対する市教育委員会の基本理念と現状

- ・ 愛情弁当が持つ教育的意義を重視して、各家庭からの弁当持参とあわせてミルク給食を実施している。
- ・ 種々の事情により弁当を持参できない生徒については、中学校6校で採用している業者弁当の販売試行を今後も継続する。

《参考：給食費滞納状況》

	年度	滞納者数	滞納金額(円)	未納率 (%)
座間市	平成16年	111	2,987,660	0.88
	平成17年	98	2,468,120	0.73
	平成18年	83	1,609,658	0.51
県央8市平均	平成17年	93	1,422,420	0.29
神奈川県平均	平成17年	86	1,704,608	0.32
全国総数	平成17年	98,993	2,229,630,000	0.50

(2) 平成19年度一般会計・教育費の現状



平成19年度一般会計予算総額は、前年度に比べ0.8%減少になる309億8,960万円であり、その内、教育費は31億1,388万円、10.1%となっている。主な教育施設関係事業としては、栗原小学校1号棟東側及び栗原中学校南棟便所改修工事、相模野小学校屋内運動場内外装改修工事を実施。

また、学校の防災対策事業としては、栗原小学校及び相模野小学校の屋内運動場耐震補強工事を実施するほか、ひばりが丘小学校及び相模が丘小学校の屋内運動場耐震補強工事設計委託、立野台小学校及び入谷小学校屋内運動場等の耐震診断委託を行う。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として重要な教育環境であるとともに、災害時には地域の方々の避難場所としての役割を果たすものでもある。そういった意味でも学校および屋内運動場は災害に耐えうる建物であることが望まれ、それゆえ耐震補強事の推進は何よりも優先されると考えられる。

(添付資料※4「神奈川県公立学校施設の耐震改修状況調査結果」)

昨今、公立学校の耐震化については以下のように報道されている。

公立学校の耐震化概要公表／文科相「予算倍増要求へ」

朝日新聞(2007/08/07 00:15)

公立学校の耐震化を検討している文部科学省の有識者会議は6日、耐震性の低い施設から優先して改修を進める計画の概要を公表した。08年度からの5年間で最も危険な1万2000棟の改修を終えることを目標にしているが、完全実施には少なくとも数千億円が必要になる。

伊吹文科相はこの日、来年度の関係予算の「倍増」をめざす考えを示した。文科省の調査では4月現在、耐震性が確保されている公立小中学校の施設は約7万6000棟と全体の58.6%にとどまる。概要では、このうち「震度6

強で倒壊・崩壊の危険性が高い」とされる約1万2000棟（全体の9%）の耐震化を最優先すべきだとしている。

改修の場合、国は整備費の半分を補助するが、文科省は計画の実施に必要な予算をまだ示していない。伊吹文科相はこの日、来庁した新潟県柏崎市の会田洋市長らに「避難所になっている施設の耐震強度が十分でないというのはとんでもない話だ。（現在約1100億円の整備費の）倍増という形で概算要求に出そうと思っている」と述べた。銭谷真美・文科次官もこの日の会見で、「校舎の耐震化予算の充実は、今年の概算要求の大きな課題。最大限努力したい」と大幅増額を求める考えを示した。

（3）議会、委員会の現状

議会においては、数年前より中学校給食に関して何度も一般質問などで取り上げられ議論されてきたが、（1）にあるように市教育委員会の“愛情弁当論”により平行線をたどっている。また、議員の中でも“給食推進派”と“愛情弁当派”で賛否が分かれている。

平成18年12月定例会において「陳情第37号・座間市立中学校の早期完全給食実施についての陳情」と「陳情第38号・座間市立中学校学校給食調査委員会設置についての陳情」が委員会に付託された。

以下にこれまでの本委員会の動きを整理する。

12月14日（木）教育福祉常任委員会
陳情38号の趣旨を受け、市議会内における「給食調査特別委員会」（名称は未確定）の設置にむけて全員が賛成し、議会運営委員会へ諮ることとなり、“発展的な継続審査”となった。
12月14日（木）各会派の動き
「特別委員会設置はすぐわないのではないか、教育福祉常任委員会の中で行うべきではないか」との意見や「委員会へ付託された陳情を十分審議もしないで、すぐに“特別委員会のようなもの”を作るとするのは如何なものか」との意見が出された。
12月20日（水）議会運営委員会

14日の委員会後、上記のような一部の各会派の判断により、「給食調査特別委員会」(名称は未確定)の設置案は議会運営委員会には諮られなかった。

議会運営委員会の中でも議会事務局側から「特別委員会の設置については、1. 二つ以上の常任委員会の所管に属する案件であること、2. 案件が極めて重要なもので一つの常任委員会の負担にたえることのできないようなものであること」と説明があり、また「特別委員会の設置という方向で委員会は終了したが、特別委員会の名称とか、定数とか、議案として提出するにあたっての要件は決められていない。したがって事務局としても進めようがない」と説明があった。

1月11日(木) 教育福祉常任委員会

「給食調査特別委員会」(名称は未確定)設置について再度論議し、その結果、特別委員会設置は取りやめ、教育常任委員会の中で「所管事務調査」として行い、次回3月定例会の中で事務調査を本会議で議決することになった。

3月12日(月) 教育福祉常任委員会

委員会の中で、通常の陳情審査として審議することとし、9月までに現在の委員会としての方向性を提言することになった。

3月15日(金) 教育福祉協議会

視察先ならびに今後の方向性についての話し合いが行われた。

5月2日(火) 教育福祉常任委員会

東京都日野市へ視察。

5月15日(水) 教育福祉常任委員会

千葉県船橋市へ視察。

6月14日(木) 教育福祉常任委員会

日野市・船橋市の中学校給食の視察を踏まえ、現在の委員会として9月定例会までに一定の提言(報告)をする。提言(報告)をまとめるにあたっては、7月24日(火)、30日(月)に再度委員会を開会し論議することとした。

7月2日(水)～4日(水) 教育福祉常任委員会視察

2日：札幌市視察「稼働能力判定会議について」

3日：伊達市視察「伊達ウェルシーランド構想について」

4日：岩見沢市視察「学校給食について」

7月24日（火）教育福祉常任委員会

今委員会として、この陳情2件について9月議会の委員会で採決を行う。視察などこれまで調査した結果について、各委員より報告書（所感文）を提出することになった。（7月30日の委員会は中止）

委員会での決定事項（決定されたと思われた事項）を要約すると「給食調査特別委員会設置」→「教育福祉常任委員会での所管事務調査の実施」→「教育福祉常任委員会で通常審査を行い9月までに委員会として提言する」→「9月定例会で採決する。採決結果を踏まえ委員長報告を行う〔各委員より報告書（所感文）を提出〕」となっている。

7月24日の委員会の場で、個人的な主張として、これまで審議してきた内容や視察を行った結果など踏まえた委員会としての「提言」をまとめるべきだと提案したが、時間的余裕がないことなどから、最終的に「採決結果を踏まえた委員長報告でこれまでの経過を報告する。8月24日までに各委員は所感報告書を提出する」ということになった。

【考 察】

- ・ 市教委は愛情弁当が持つ教育的意義を重視。給食導入の考えは持ちえていない。
- ・ 市財政における教育費では学校設備改修工事や屋内運動場耐震補強工事が完了しておらず、教育費における優先順位は高いと考えられる。
- ・ 教育福祉常任委員会おいての議論が不十分であり、今期委員会としての提言は不可能である。

4. 委員会視察による調査結果

教育福祉常任委員会として、中学校給食先進市の取り組みを調査するため視察を行った。その調査項目と調査結果を下表にまとめた。

- 平成19年5月 2日（水） 東京都日野市
- 平成19年5月15日（水） 千葉県船橋市

■ 平成19年7月 4日（水） 北海道岩見沢市

調査項目		日野市	船橋市	岩見沢市
完全給食 実施の経過及び 実施に至るまでの 検討課題		実施の背景は「請願」による 昭和38年・ミルク給食を開始 昭和56年・1校で完全給食を開始 平成2年・全中学校で完全給食を実施	実施の背景は市長の「選挙公約」 昭和38年・ミルク給食を開始 平成2年・給食検討委員会発足、実験校2校で完全給食を開始 平成16年・全中学校で完全給食を実施	
業務の民間委託実施について	民間委託 実施の経過及び実 施に至るまでの 検討課題	平成11年・財政非常事態宣言、重点事項として取り上げられる 平成12年・議会で審議、採択 平成13年・委員会を設立、実施校選定、業者選定基準の策定 平成14年・調理業務の民間委託実施 平成17年・中学校全校（8校）で実施	平成元年・給食問題研究委員会発足 平成2年・基本方針として全面委託があがる 平成4年・自校調理、業務委託、選択方式、ランチルーム方式採用決定 平成16年・中学校全校（27校）で実施	合併前の調理所運営は、岩見沢では直営、北村は委託、栗沢は派遣で行われていたが、合併後、本年4月1日付けで全て直営にした。給食費や献立なり仕組みの統一化を図るために一旦直営にした。人件費など今後の課題となっている。
	委託業務	※栄養士（市職員）を1校1人配置 調理作業：学校栄養士が作成した献立及び指示書等に従って行う 給食の運搬作業及び食器の洗浄作業、施設設備清掃：指示書等に従って行う 業者選定は登録制、現在10社	※栄養士（市職員）を1校1人配置 点検・計量、調理、配食・配膳、食器の洗浄・消毒・保管、施設・設備の清掃・点検、残菜・厨芥の処理、その他給食調理業務に関連する業務 現在13業者に委託されている	
	直営と民間委託の サービス及び コスト比較	調理従事者増＝適温給食推進に繋がる メニュー増＝セレクト（選択）給食が可能 設備の充実 2億2千万円／年の	サービス上の変化なし 1校あたり約2千万円の経費削減（中学校27校で5億4千万円削減）	

		経費削減 (小中学校合わせて11校分)		
地場野菜の活用について	昭和58年に導入 市内を3地区に分け、栄養士が代表農家に注文 計39農家が供給 平成17年から契約栽培	船橋市中央卸市場から多くを仕入れている小売業者と契約し、年間を通し安定した供給を受けている 市内で生産が少ない野菜は千葉県内、次に国産の順で使用 校長が業者と契約	平成9年度より「ふるさと給食」の名称で地元の農作物を取り入れる。平成15年度より市内農家との繋がり増え充実した食材確保が図れる。平成16年度からは市内で栽培された小麦試験導入なども実施。平成17年度にはJAとの連携を深め、地元の米・小麦の確保を充実させ、翌年18年度より100%地元の減農薬米・小麦粉の使用を実現。	
施設及び設備について	自校調理方式 中学校全8校で食堂を完備 平成6年度から順次、磁器に替えている 民間委託校では、委託により節減された経費で最新鋭のスチームコンベクションオーブンを導入 ドライシステムを導入	自校調理方式 中学校全27校でランチルームを完備 施設・設備等のドライシステム化を推進 ドライシステム用調理機器導入を推進 強化磁器の食器を採用	共同調理方式(センター方式) ・岩見沢共同調理所 …提供食数6,555食(小学校12校、中学校7校分) ・北村共同調理所 …提供食数260食(小学校1校、中学校1校分) ・栗沢共同調理所 …提供食数412食(小学校2校、中学校2校分)	
給食費の徴収及び滞納対策について	平成17年滞納状況 小学校46 94万円 中学校39件 71万円 合計173万円 滞納率0.3% 対策として、通知、広報誌による展開、家庭訪問の実施を計画	給食と牛乳は別々に口座振替 給食費は事前申込で徴収、未収金は無い ミルク費は17年度66,064円未収金有り (平成18年11月24日現在15人) 未納者に対しては督促状を送った	平成17年滞納状況 小中学校合計6,458,000円未収金あり 滞納率98.0%	

		り、家庭訪問をしたり集金に努めている	
特徴・その他	平成18年度給食費給食回数181回・給食費4,900円、内牛乳100円補助、保護者負担額4,800円、支払い回数11回、単価436.4円	平成19年度の基準給食費約350円（給食310円＋牛乳約40円） 献立表に基づいて1ヵ月間の給食実施日ごとに弁当か給食かを選択 給食を選択した日は更にA献立（主食が米飯）かB献立（主食がパン・麺）かを選択し1ヵ月分をまとめて事前に申し込む 給食の選択率約96%以上	小学校1食あたり220円 中学校1食あたり260円

このほか、視察先から提供された資料や説明によると、船橋市では自校式の調理場、ランチルームの建設費が1億～3億円かかっているとのことがわかった。

下表に資料から抜粋した船橋市内3校における施設経費の内訳を示す。

単位：千円

建設年度	学校名	生徒数	給食室(m ²)	ランチルーム(m ²)	建設費	施設国庫補助金	備品購入費	設備国庫補助金
8	湊中	334	240	353	175,306	51,498	—	2,915
13	葛飾中	928	499	1010	229,145	11,148	35,577	5,396
15	豊富中	123	279	294	226,070	21,584	16,275	2,595

施設の建築形態としては

- ① 既存＋増築：既存教室（空き教室）を活用し増築したもの。
- ② 独立：給食室とランチルームを新築したもの。給食室（調理場）については新築。給排気設備のため天井高を要す。

以上の2タイプに分けられており、上表に示す3校はいずれも独立タイプとして建設されている。

この独立タイプを座間市の中学校で採用した場合、単純にどうなるのか表してみる。

座間市中学校生徒数表（平成17年5月1日現在）

学校	生徒数			
	1年生	2年生	3年生	合計
座間中	157	159	144	460
西中	203	178	216	597
東中	228	238	213	679
栗原中	199	196	188	583
相模中	218	192	183	593
南中	114	138	137	389
合計	1,119	1,101	1,081	3,301

上表から座間市の中学校1校における平均生徒数は約550人となる。その生徒数に近い船橋市の葛飾中から考えると、1校当たり約2億5千万円の建築費を市が負担することになる。

【考 察】（座間市で完全給食を実施する前提での考えを含む）

- ・ 今回の視察先しかり、インターネットで他の給食実施校を調べても言えることだが、完全給食実施に至る背景・経緯は、それぞれの自治体で名称こそ異なるが、事前に専門委員会を設置し十分な調査・検討を踏まえたうえで給食導入の判断を行っている。そういった意味では本市としても調査を目的とした委員会の設置が必要である。
- ・ 設備においては自校式が望ましい。また、ランチルームもあるにこしたことはない。料理については選択性、弁当持参も可能な方式を採用したが、本市にとって最適な方式や運営を検討した後の判断とするべきでありこの限りではない。
- ・ 調理に係わる作業全般は、コスト削減の観点から民間委託にすることが最適である。
- ・ 地場野菜の活用については、座間市でも小学校給食で実施しているので、中学校給食においてもそのまま採用したい。
- ・ 給食費滞納対策については、前月申込の口座振込みやプリペイドカード方式などさらに調査・研究をする必要がある。

【所 感】

本市においては、スタートラインにも立っていないのが現状である。本市ではまずは調査・検討から始めなければならないわけであり、視察先での施設や取り組みは参考になったが、実施に至る過程についてどんな論議があったのかなどもう少し研究する必要があった。

船橋市では昭和60年に市教委が中学校給食に関するアンケート調査を行い、昭和61年中学校給食検討委員会を設置しアンケート結果を基に答申として「教育的見地に立って中学校からは弁当でという現状を変える必要はないものとする」と一度は結論付けた。しかし、時代の流れ、市の方針転換から平成元年に学校給食準備室を設け、平成2年に検討委員会を発足、実験校で給食が始められている。

市長の選挙公約ということだったが、政治的背景はどうであれ昭和61年の答申から6年の歳月をかけて実施に至った経緯がある。この間に議会や準備室、検討委員会で何が問われどう対応していったのか、もう少し詳しく聞き、当委員会の議論の場に反映してみたかった。

5. 総括的所感

学校給食は、食糧不足を背景にして子どもたちの栄養改善を目的として始まった。近年においては、食生活の乱れや栄養バランスの偏りなどが新たに課題となり、国として「食育基本法」が施行され、それに基づき平成18年には「食育推進基本計画」を作成している。県においても「かながわ食育推進会議」の設置や「かながわ食育推進県民会議」を設置し、健全な食生活の回復に向けた取り組みが推進されている。

本市の現状は、まず教育理念として、親子の絆を深め、家庭との連携を図る手だての一つとして家庭からの手作り弁当を持参することを基本的な考えとしている。また、財政運営計画では、屋内運動場の耐震化や校舎の老朽化対策が最優先されるべきだとの考えがある。それらの考えに対しては否定するのではなく、むしろ個人的には賛同するものだ。

しかし、先に述べたような社会状況の変化とそれに伴う国・県の動向を踏まえ、さらには子どもたちにとって心身の健全な発達と明るい地域社会づく

りのためにも、学校給食の役割と意義について問い直すべき局面を迎えていることに直視しなければならない。

教育福祉常任委員会として、中学校給食の先進市である日野市や船橋市への視察を行い、実施の経緯や取り組み状況について調査を行ってきた。その調査結果を基に精査した時、本市においては、まず教育理念のギャップがあり、また給食設備やランチルームなどの設置は財政運営の困窮化が懸念される。

従って、陳情37号のいう中学校の早期完全給食実施は現状不可能であると結論に達するものである。

しかし、先に述べた現在の社会情勢を勘案した場合、本市においても中学校給食についての将来ビジョンを持つ必要があると考える。

中学校給食の必要性や実現性を、設備投資における試算や、子どもたちや保護者、教職員への意識調査（アンケート調査）などを行い、様々な議論を交わす必要があると考える。そういった意味からは、陳情 38 号の主旨である「調査検討委員会」の設置はおおむね賛成するものである。

但し、設置に関しての時期的なものや構成メンバーは当局に一任すべきものだと考える。

本来であれば、こうした調査も今委員会で実施し、その結果も踏まえて議論を重ね最終的な提言を示すことが今委員会の勤めであると認識していたが、中学校給食に関する根本的な考え方の相違、調査期間不足、それらによる議論不足により、まとめられなかったことが残念である。